



違反広告物の簡易除去活動

私たちの街が、安全・安心で美しい景観が保たれた街であり続けるためにあなたにもできることがあります。

街には、いろいろな広告物があふれています。皆さんは、「どうしてこんな場所に貼り紙があるんだろう？」とか、「この看板は歩行の妨げになっているのではないか？」と感じたことはありませんか？

はり紙、はり札、立看板、広告旗などの広告は、屋外広告物法・同条例によって表示することが禁止されている場所があります。また、許可を取ることによって、表示できる場所もあります。違反している場合は、県やまちなみ清爽隊が除去しています。

違反と思われる広告を見かけたら、都市計画課（Tel019-629-5892）までお知らせください。

◆ 規制している地域等

- ◎ 禁止地域（原則として広告物を表示してはいけない地域）
 - ・ 展望が優れている国道や県道で指定されているものの沿線
 - ・ 特定の文化財の周辺等
- ◎ 許可地域（原則として広告物の表示に許可が必要な地域）
 - ・ 禁止地域でない国道や県道の沿線
 - ・ 都市計画区域内
 - ・ 特定の河川の付近等
- ◎ 禁止物件（原則として広告物を表示してはいけないもの）
信号機、道路標識、街路樹、橋等

◆ どのように除去しているの？

- ◎ まちなみ清爽隊
自主的に違反貼り紙を撤去しようとするグループ、団体などが、まちなみ清爽隊として、違反貼り紙の除去活動を行っています。県では、除去推進員を委嘱し、違反はり紙の除去権限を委任しています。平成17年度は、のべ19団体が511枚の違反貼り紙を除去しました。今年度も25グループが登録活躍中です。
2人以上のグループならどなたでも応募できます。県では、活動に必要な剥離材、ヘラ、手袋などを用意します。
- ◎ 屋外広告物一斉除去
9月10日の「屋外広告の日」にあわせて、今年は9月8日（一部地域6日）に、社団法人全日本屋外広告業団体連合会、警察、県、の協力のもと、はり紙等の簡易除却を全県一斉に実施しました。釜石など地域によっては、地域住民も参加し、地域の交通安全点検活動を兼ねて実施しました。



釜石地方振興局土木部が実施した一斉除却のひとつです。

まちなみ清爽隊

㈱二コー電気の鈴木さん（盛岡市南仙北）にお話を伺いました。

Q はじめたきっかけは？

A 電気工事という仕事柄、電柱などに貼られた広告を勝手に剥がしていいものか気になっていたところ、新聞で「まちなみ清爽隊」のお知らせを見つけて応募しました。今年で2年目になります。

Q 市内全域を対象としていますが、どのように活動していますか。

A 仕事柄、盛岡市内全域を回ることが多く、日頃から違反広告物があった場所をチェックしておいて、後日まとめて作業しています。社会貢献の形もいろいろありますが、この活動は、日常の仕事を生かせる活動で、若い職員が率先して行っています。

Q 違反広告物は、どういう場所に多いですか？

A 遊技場の近くや交差点などが多くですね。

Q 実際の作業はいかがですか？

A 剥がしやすいものそうでないもの様々です。剥がしにくいものは、1枚に15分程度かかるものもあります。貼るときは一時かもしれませんが、剥がすのは時間がかかります。でも、私たちが日常使う場所。剥がし終わるとすっきりしますね。



若い社員の皆さん

10月3日（火）

今回は、社員3名で仙北小学校近くの通学路上の5枚の違反広告物を撤去しました。

剥がすにも経験とテクニックが必要。社員の皆さんは、広告物の状態に応じて、ヘラや剥離材を使い分けて作業していました。ご協力ありがとうございました。

現在、県内には、まちなみ清爽隊が25団体が活躍中。あなたも始めてみませんか？

“まちなみ清爽隊”第2次募集のお知らせ

現在、活動いただけるボランティアの方々を募集しています。

募集期間：平成18年10月2日（月）～10月31日（火）

活動期間：平成18年11月～平成19年3月（次年度以降の更新も可能です）

詳しくは県のHPへ

（検索エンジンで、“まちなみ清爽隊”を検索し、該当ページにお進みください。）

問い合わせ先

都市計画課 TEL019-629-5892